◎新潟県告示第105号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。 平成30年2月6日

新潟県長岡地域振興局長

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 新潟県柏崎市安政町字臂曲り2610の157、2610の158、字長磯2639の8、2639の9、2639の11
- 2 指定の目的
 - 飛砂の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県長岡地域振興局農林振興部及び柏崎市役所に備え置いて 縦覧に供する。)